

平成 30 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N E W A R T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 白 石 幸 生
(J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成30年3月期の内部統制報告書において、当社の内部統制に関して「開示すべき重要な不備」がある旨を記載することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

① 全社的な内部統制の不備

信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な能力を識別し、所要の能力を有する人材を確保・配置すべきでありましたが、決算業務量の増加に対応できる十分な経理人員体制を構築することができませんでした。

② 決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備

- 適切な経理・決算業務のために十分な専門知識や経験を有した人材が不足したことを主たる原因として、連結財務諸表の作成並びに開示決算資料の作成に必要な各種根拠書類が当初のスケジュールどおりに作成できず、また、数値の誤りや記載漏れ等の不備を内部統制によって予防・発見ができませんでした。
- その結果、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目を含む複数の勘定科目の虚偽表示、関連当事者注記を含む開示決算資料の複数箇所の修正について、監査人から指摘を受けました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当社グループは、当連結会計年度における持株会社体制への移行による会計処理の複雑化、海外子会社を含む連結子会社6社の増加に伴う事務処理量の増加に対して、これらに対応するための準備も併せて進めておりましたが、実際には決算数値の確定に当初の予想以上の時間を要することとなった結果、当社グループでは、連結会計年度末日までに決算業務を十分かつ適切に遂行できる財務経理部門の体制構築ができなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、今後は以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

- ① 経理・決算業務に十分な専門知識や経験を有した人材を内外において採用することによる財務経理部員の増員
- ② 相互チェック・社内承認体制の適正化を含む決算・財務報告プロセスの見直し
- ③ 社内における財務経理部員の研修等を通じた教育による専門的知識レベルの向上
- ④ 業務マニュアルの作成や会計ソフトの統一による業務の効率化・標準化
- ⑤ 決算作業時における社外の公認会計士・税理士等の専門家による協力体制の構築

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて財務諸表および連結財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上